

○厚生労働省
国土交通省告示第二号
環境省

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年十月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

第二十条第三項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。